

2020年7月10日
電力広域的運営推進機関

災害時連携計画に関する経済産業大臣への意見について

災害時連携計画の届出にあたって、電気事業法第33条の2第3項の規定に基づき、以下のとおり意見致します。

1. 確認結果

本機関では、本機関が定めた考慮事項に基づき災害時連携計画及び関連して提出された資料、さらに各一般送配電事業者が個別に対応する事項等のエビデンスを求め確認を行った。その結果、現時点では具体化や実施に至らなかったもので、更なる検討や対応を継続して求める事項を確認したので以下のとおり示す。

(1) 沖縄電力エリアにおける災害時の確実な連携について

沖縄電力においては、その地理的条件から、系統も他エリアと接続しておらず、応援要請に対して資機材の持ち込み等には2～3日程度に時間を要することから、災害時連携計画ではそれまでの間に必要な電源車や確保する燃料について必要量を算定した。自家発電設備が設置されていない重要施設を抽出し、地震や台風などの災害時に必要となる電源車の台数について確認を行ったところ、電源車が不足することから、来年度までに2台の電源車を追加導入する予定となっている。こうした取り組みが着実に実施されるよう継続的に確認すべきと考える。

(2) 大規模停電時における系統復旧方策について

大規模停電時における系統復旧方策については、その技術的な知見を深めることで、より確実性を高めることができ、迅速な停電復旧に資するものである。引き続き検討を行うとともに、こうした知見を踏まえて、必要に応じて災害時連携計画に反映していくべきと考える。

(3) 情報システムの構築や関係機関との連携に関する取組みについて

情報システムの構築など具体的な実施時期を示した事項について、その進捗状況について確認を行う必要があるとともに、自治体や他の電気事業者との連携等についても個別に協議を行うため、具体的な時期を現時点で示せていないものがあり、これらについても定期的な確認が必要と考える。

2. 確認結果を踏まえた意見

今回の災害時連携計画については、これまでの災害を踏まえ、現時点でできることを最大限の計画としてまとめたものであるが、先述のとおり、関係者の理解や体制整備に時間がかかるものもあり、今後の更なる検討と確認が必要となる。また、災害時の備えについては、常に不断の見直しを行う必要があることから、本機関では、災害時連携計画をさらに深化されるべく、一般送配電事業者と協力して取り組んでまいり。国においては発電事業者や自治体など多岐に亘る関係者が有機的に連携するために、イニシアチブを発揮いただきたい。

以上